

令和 7 (2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業 第 2 期募集の概要について



1 事業概要

県産出材を一定量（新築：材積による 5 区分、増・改築：材積による 3 区分）以上使用した住宅の建設に対する補助

2 補助要件及び補助額

	新築	増築・改築
補助事業者	建築主	
対象建築物	戸建て新築住宅 (延面積30m ² 以上)	戸建て住宅の増築・改築
主な補助 要件	使用木材のすべてに合法木材を使用すること	
	令和 8 (2026)年 3 月 6 日までに対象事業(木工事)が完了すること	
	使用木材の55%以上、構造材の60%以上かつ梁・桁材の30%以上 [※] に県産出材を使用すること	

新築		増築・改築	
県産出材使用量	補助金額	県産出材使用量	補助金額
40m ³ 以上	60 万円	15m ³ 以上	22.5万円
30m ³ 以上40m ³ 未満	52.5万円	10m ³ 以上15m ³ 未満	15 万円
20m ³ 以上30m ³ 未満	37.5万円	5m ³ 以上10m ³ 未満	7.5万円
10m ³ 以上20m ³ 未満	22.5万円		
6 m ³ 以上10m ³ 未満	15 万円		
【新築伝統工芸品等上乘せ】 以下のいずれかを内装材等に使用で10万円上乘せ ・県産石材 5 m ² 以上 ・県産漆喰 40m ² 以上 ・伝統工芸品（鹿沼組子・日光彫） 1 m ² 以上			

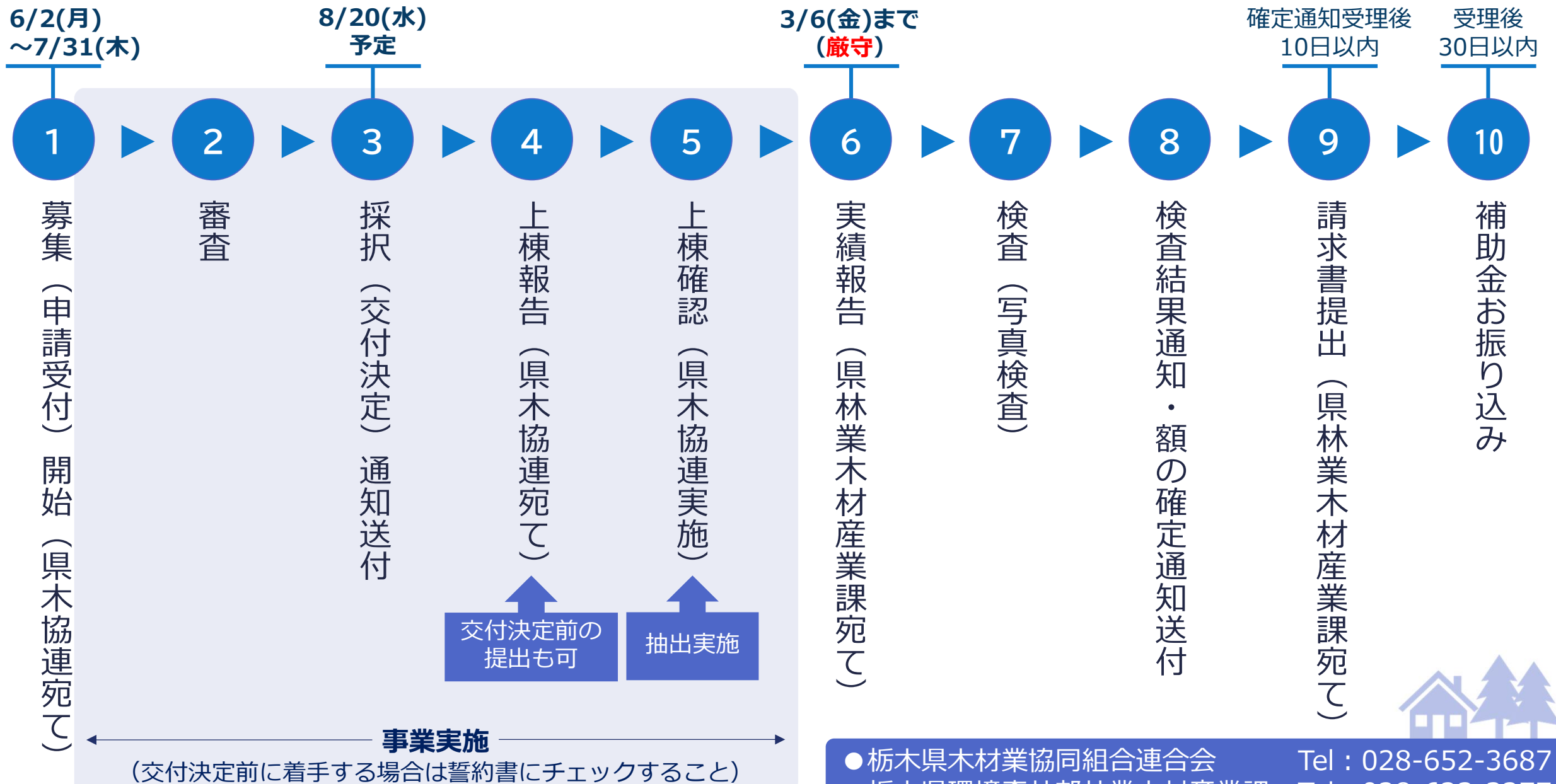
3 募集期間

第 1 期（終了）	第 2 期	第 3 期（予定）	第 4 期（予定）
4/21(月)～5/23(金)	6/2(月)～7/31(木)	9/1(月)～10/31(金)	12/1(月)～1/20(火)
新築： 120戸程度 増改築： 4戸程度	新築：100戸程度 増改築：3戸程度	新築：90戸程度 増改築：2戸程度	新築：80戸程度 増改築：2戸程度

【木材に関する留意事項】

- ◆構造材とは
土台、大引、梁・桁・胴差、通柱・管柱、束、棟木・母屋、垂木、根太、筋交（違）、間柱
- ◆合法木材とは
違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明された木材
- ◆県産出材とは
県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明されたもの

令和7(2025)年度とちぎ材の家づくり支援事業 第2期募集の流れ



● 栃木県木材業協同組合連合会

Tel : 028-652-3687

● 栃木県環境森林部林業木材産業課

Tel : 028-623-3277

